

オリーブの会通信

2023年8月

発行：KHJ 香川県オリーブの会

〒760-0043 高松市今新町4番地20

連絡先 TEL 087-802-2568

<http://khi.olv.com/>



厳しい暑さが続いております。皆さまお変わりなくお過ごしでしょうか。

このところの暑さの表現には、猛暑・酷暑の表現がマッチしなくなった感さえするようになりました。

コロナ禍の中で3年余に亘り月例会の開催方法(プログラム内容・講師の招聘等)について様々な困難と闘ってきましたが、ようやくほぼ全てから開放され本来の状態に復する環境が整ってきました。

幸いにしてコロナ禍の対応については、皆様からいただいたご協力と地道な対応策の実施によって、当会の諸行事に起因する罹患者の発生も、聞き及ぶところでは皆無でありましたので安堵しています。

時には、極端に厳格過ぎるのではないかと内省しながらも、ご協力をお願いする局面もありましたが、初めて当面する見えない敵との対応であり、やむを得ないことであったと思っています。

いつかこうした見えざる敵の恐れから完全に開放され、当時を懐かしむ時期が到来することを望みたいものです。

KHJ 本部では、今、加入支部の「コンプライアンス」の問題がもち上がりその対処に当面しています。

既に本部では 特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会所属組織の「コンプライアンス規程」が制定されました。(令和5年5月17日から施行)

私たちの会としても活動全般に亘り真摯に問題発生の未然防止を含めて取り組む必要性を覚えます。

- ・「コンプライアンス」とは法令、定款に定める諸規定等を遵守することをいう。
- ・所属組織メンバー(各支部)はコンプライアンス違反事案を把握した場合、速やかに推進責任者(副理事長)に内容を報告する義務がある。

第 250 回月例 **二** 日 内



日 時	2023 年 8 月 27 (日) 13 : 30~16 : 30 (受付 : 13:00~)
場 所	かがわ総合リハビリテーションセンター 「福祉センター」 2階 第1研修室 〒761-8057 高松市田村町 1114 番地 Tel : 087-867-7686
内 容	<p>★一部 13 : 30~ 会からの諸報告</p> <p>★一部 13 : 40~15 : 20 講演 演題「ADHD(発達障害)、不登校・ひきこもりへの対処について」 — 自分自身・家庭における経験を元にして得た知識と思い — 講師 松林 啓一 氏 愛媛大学法文学部法学科卒業後、厚生労働省国立療養所徳島病院等の勤務を経て現在、国立ハンセン療養所「大島青松園」に勤務 (講演後の質疑10分程度を含む)</p> <p>★二部 (第一部終了後 10分程度休憩 の後) 15 : 30~16:30 グループ別 話し合い</p>

講師の現在のボランティア活動

- ・行政の福祉サービスの一部門である医療サービスに長く従事してきた経験を活かし、幅広く福祉サービス一般にかかるボランティア活動に参加

一時、子どもさんの不登校の経験を有し、ご自身が ADHD という発達障害を抱えていることによる生きづらさの経験から、KHJ 徳島支部のつばめの会、フリースクール「川塾」、クレール「子供食堂」等の組織にて、主としてひきこもり、不登校、発達障害、また、経済的困窮家庭の子供たちへのボランティア活動に参加

- ・「かがわ総合リハビリテーションセンター」の協力要請事項 (毎回共通)

新型コロナウイルスの対応として、トイレ等共有スペースでは従来の感染防止対策を自主的に実施することを望まれていますのでご協力をお願いします。

第 251 回月例会ご案内

日 時	2023 年 9 月 24 (日) 13 : 30~16 : 30 (受付 : 13:00~)
場 所	かがわ総合リハビリテーションセンター 「福祉センター」 2階 第1研修室 〒761-8057 高松市田村町 1114 番地 Tel : 087-867-7686
内 容	☆一部 13 : 30~ 会からの諸報告 13 : 40~15 : 20 講演 演題 『光と影が…それこそ意味ある生き様』 講師 子育て寄り添いアドバイザー 堀尾光宣氏 (講演後の質疑15分程度を含む) ☆二部 (第一部終了後 10 分程度休憩 の後) 15 : 30~16:30 グループ別 話し合い

講師のプロフィール

- ・高松市生涯学習課「家庭教育応援講座」登録講師
高松市こども未来館運営協議会委員
丸亀少女の家指導員「数学指導」
子育て寄り添いアドバイザーとして県下で講演活動を中心に展開



KHJ 香川県オリーブの会 女子会&家族会 in 三豊

開催日時： 8月8日(火)・9月12日(火) (両日共) 時刻 13:30 ~ 15:30
 場所：三豊市たかせ人権福祉センター (高瀬町) 場所案内のみ (0875) 72-2501
 〒767-0011 三豊市高瀬町下勝間 430-1
 (三豊市役所庁舎とは国道11号線を挟んで反対方向にあります。)

KHJ 香川県オリーブの会 ココカラ庵つわぶき

・8月

行事内容：ヨガ

- ・指導者：玉井先生

開催日時：8月12日(土) 時刻：14:00 ~ 15:30

場所：かがわ総合リハビリテーションセンター 「福祉センター」
2階 第2研修室

〒761-8057 高松市田村町 1114 番地 Tel：087-867-7686

・9月

行事内容：グループカウンセリング

・カウンセラー：松岡先生

開催日時：9月12日（火）、時刻：14：00 ～15：30

場所：三豊市たかせ人権福祉センター

*場所の詳細は、3 ページの



KHJ 香川県オリーブの会 女子会&家族会 in 三豊
に記載。

年会費納入のお願い

年会費の納入についてのお願い **送金の仕方の説明は切り取りして保存をお願いします。

◎新年度（2023年度）の会費 5,000 円のお支払を早目をお願いします。

*7月末で未納者の方が数名おられます。

◎（できれば「ご寄付」もご検討下さい）

送金方法

- ・ゆうちょ銀行（郵便局）窓口へ備付の「電信払込請求書・電信振替請求書」によって下記の口座に送金いただく方法 ① か、他の銀行から送金いただく方法 ②のうち、いずれかの方法をお願いします。

【送金（振込）先の口座番号】

（①、②では振込先口座番号が異なります。）

- ① ゆうちょ銀行で現金またはご自分のゆうちょ銀行口座から振込する場合
記号 16300 番号 18531751
ケイエチジェイカガワケンオリーブノカイ : ①、②とも同じ
- ② 他の銀行から送金する場合
ゆうちょ銀行 店名六三八（ろくさんはち）
【店番】638 【預金種目】普通預金 【口座番号】1853175

* 郵貯銀行に普通貯金口座をお持ちの方は、ATM を使用し口座間の振替をすれば 100 円の手数料で送金が可能です。

【2023年6月以降の各会等の予定】

(相談窓口・傾聴サロン)

内 容	月	日	曜	時 間	担 当
ひきこもり電話相談窓口 (来所相談も可) ※先ずは☎ 087-802-2567 をお待ちしております - 第1・3土曜日に行います -	8	5 19	土	10:00~16:00	平野ほか
	9	2 16	土	10:00~16:00	平野ほか
ひきこもり当事者傾聴サロン ※連絡先：☎ 087-802-2567 - 第1・3土曜日に行います -	8	5 19	土	13:30~16:30	サポーター登録者・平野
	9	2 16	土	13:30~16:30	サポーター登録者・平野

(注) ひきこもり当事者傾聴サロンに初めて参加される方は、(☎ 087-802-2568) オリーブの会まで、お電話ください。

◎ 2023年4月以降、ひきこもり電話相談窓口、ひきこもり当事者傾聴サロンともに第1・第3土曜日に開設することにしていきます。



(運営委員会等)

内 容	月	日	曜	時 間	摘 要
第5回運営委員会	8	19	土	13:30~16:30	
第6回運営委員会	9	16	土	13:30~16:30	
第7回運営委員会	10	21	土	13:30~16:30	
第8回運営委員会	11	18	土	13:30~16:30	
第9回運営委員会	12	16	土	13:30~16:30	

*ポパイの会(居場所活動) 予定は、同封の別紙パンフをご活用ください。

お知らせ

- ・「たびだち」初夏号(第105号)には「女性のひきこもり」が特集されています。リニューアルされた「たびだち」は会員の紹介で会員以外にも定期購読されている方がおられますが、KHJ本部は採算性の上からも新「たびだち」の購読者数の増加を強く願っています。

是非、冊子のご紹介と合わせ定期購読のお勧めをお願いします。

年間購読料(通常4回発行): 3,000円(配達料含み)

- 本年度のKHJ本部の通常総会は6月18日(日)に予定通り開催されました。今回は8年振りに代表が交替されるなど本部役員が大幅に異動されました。

新理事長（藤岡清人・山本洋見の共同代表制）はじめ新体制では本部と全国各支部の情報連絡体制を従来に増して密にすることの必要性を強調されています。

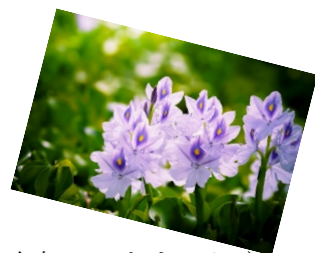
（昨年の総会以降この2年間で10名の理事中6名が新任となりました）
具体策として月に1回「支部相談会」をZOOMで開かれることになりました。

第1回目 8月20日（日） 19:30～21:00

第2回目 9月15日（金） 19:00～21:00

第3回目 10月20日（金） 19:30～21:00

*藤岡理事長は毎回出席、他の担当理事は各回に2名
当日には、「香川県オリーブの会」も出席を予定していますので相談事項があれば代表（松本・平野）にご連絡をお願いします。



- 前号でもお知らせしましたが、KHJ 全国大会（実践交流研修会）は11月4日・5日（2日間）千葉市で開催されます。（オンライン方式の参加はできません。）
大会テーマ 「それぞれの人権が守られる社会へ」

— ひきこもり基本法はなぜ必要か —

初日の基調講演は、NPO 法人抱撲理事長・東八幡キリスト教会牧師 奥田知志 氏
講演題：大会テーマと同じ

・皆様ご出席を考えて見られませんか。お勧めします。

*ご出席希望がある方は、KHJ 香川県オリーブの会の代表のいずれかにご一報下さい。
大会の概要が「たびだち」早春号（104号）のP20にも掲載。

本部HPで「大会チラシ」等を含め関連記事が検索可能です（以下は、その一部）

～生き続けるために 法制化によって救われることがある～

「ひきこもり146万人（内閣府調査2022）、50人に1人がひきこもらざるをえない時代が到来しています。うち半数以上は中高年層で、背景にある社会的要因は計り知れません。

KHJ 全国ひきこもり家族会連合会は、1999年に発足以来、「ひきこもり」への社会的偏見、家族だけで抱える限界に対して、声を上げ続けてまいりました。

しかし、本人や家族がどんなに悩みを訴えても、依って立つ法律がないと自治体は動きません。それから20年以上が経ちますが、各種施策が示されたものの、ひきこもりに特化した根拠法は未だありません。

自己責任という名のもとで、家族の役割ばかりが大きくなっていく風潮があります。親も子も高齢化し、先の見えない不安は増し続けています。

この社会で居場所を無くしたまま、助けを求めたいのに声を出せず、生きる意欲を失っていきます。何とかしなければという意識はあるのに、十分な社会

保障を受けられないまま、将来の不安を強いられている人は少なくありません。

制度の狭間に取りこぼされている人たちが「助けて」と声を上げられるためには何が必要でしょう。

親亡き後も生き続ける権利が保障されるために必要なものは何なのでしょう。孤独・孤立対策推進法が成立しましたが、本法は果たして根拠法たり得るのでしょうか。人権と尊厳が保障され、「あなたは生きていていい」と思える社会のために、みなさんと共に考える大会になれば幸いです。

以上